

JIS

船舶の安全標識

JIS F 0090 : 1999

(2006 確認)

平成 11 年 3 月 24 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、運輸大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。運輸大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS F 0090には、次に示す附属書がある。

- 附属書1 (参考) 船舶の安全標識に適用する図記号の例
- 附属書2 (参考) 船舶の安全標識の例
- 附属書3 (参考) 船舶の安全標識の材料
- 附属書4 (参考) 取扱説明書に記載する安全情報
- 附属書5 (参考) 取扱注意標識
- 附属書6 (参考) 船舶の安全性評価及び安全対策

主務大臣：運輸大臣 制定：平成 11.3.24

官報公示：平成 11.3.24

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審議部会：日本工業標準調査会 船舶部会 (部会長 小山 初見)

この規格についての意見又は質問は、運輸省海上技術安全局技術課 (☎ 100-8989 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1-3) 又は工業技術院標準部標準業務課産業基盤標準化推進室 (☎ 100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

日本工業規格

JIS

船舶の安全標識

F 0090 : 1999

正 誤 票

ページ	位置	誤	正
10	附属書1表1の5.	体による危険	流体による危険

備考1. この正誤票は、第1刷に対するものです。

- この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室 (☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) にご連絡ください。

1999.11 日本規格協会 発行

白 紙

船舶の安全標識

F 0090 : 1999

Ship's safety signs

序文 船舶は、様々な分野の製品を集合して製造される総合工業製品である。これらの製品には、製造物責任：Product liability (略称PLという。)に関連して、取扱者及びその他の関係者の危険防止のために安全標識が使用されるが、製品の種類及び製造業者によって異なった様式の安全標識が使用されることは、関係者の理解を阻害し、混乱を招くことが考えられる。この規格は、船舶で使用される安全標識について標準化を図り、関係者の理解を容易にすることを目的として制定された。

1. 適用範囲 この規格は、船舶及び海洋構造物並びにこれらに搭載される機器 (以下、船舶という。) に取り付ける安全標識について規定する。この規格には、安全標識の目的、安全標識に使用する用語・記号・色の規定、安全標識の設計 (様式・材料)、取付場所・取付方法などについての指針を含んでいる。

法令で義務付けられている安全標識については、この規格の対象外とし、それを優先する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版を適用する。

JIS Z 9101 安全色及び安全標識

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

a) **安全標識 (safety sign)** 色と形状との組合せによって得られる一般的な安全上の警告などの伝達内容を伝え、また、凶記号⁽¹⁾又は通告文⁽²⁾を付加して特定の安全上の伝達内容を伝える標識。

注⁽¹⁾⁽²⁾ (5.2.2及び5.2.3参照)

b) **安全色 (safety colour)** 安全に関する意味が与えられている特性⁽³⁾をもつ色。

注⁽³⁾ 安全色の特性に関する定義は、JIS Z 9101の附属書Aによる。

4. 安全標識に関する基本事項

4.1 安全標識の目的 船舶に取り付ける安全標識の目的は、顕在又は潜在する危険について対象者に警告することであり、安全標識には、次のa)～d)の要素のすべて又は一部を折り込まなければならない。

a) 危険の程度

“危険”，“警告”，“注意”(4.2参照)

b) 危険の種類

可燃物，高温，高電圧など

c) 警告を無視した場合の結果

火災，火傷，感電など

d) 危険を回避する手段

行為の指示・禁止

4.2 警告の種類及び定義 船舶の安全標識に用いる警告を、危険の度合い及びがい(蓋)然性に従って、次の三つの